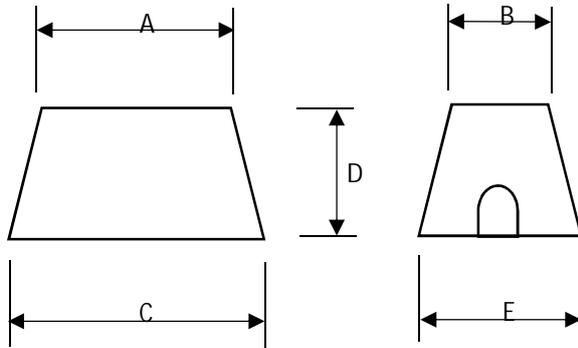


(参考)

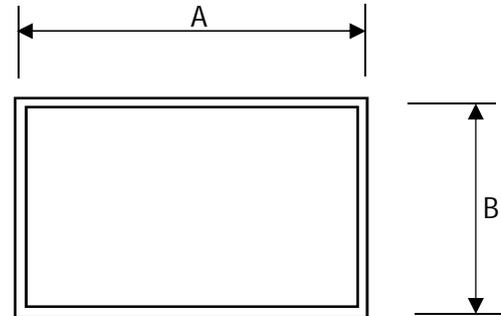
1. メーターボックスの標準寸法

13～40mm メーターボックス寸法



メーターボックスには底板を設けること。

50mm～ メーター蓋寸法



メーターボックスは給水装置工事基準に基づき、原則蓋の寸法に合わせコンクリートで現場打仕上げとする。

メーター口径 (mm)	メーターボックス参考寸法(外寸)				
	A	B	C	D	E
13,20	386	250	440	238	284
25	467	256	527	238	316
40	580	381	650	260	410
	A		B		
50	888		629		
75	888		629		
100	1425		760		

2. 川西市水道事業給水条例(一部抜粋)

(メーターの設置及び管理)

第21条 メーターは、管理者が給水装置に設置し、使用者等に管理させるものとする。ただし、メーターの位置は管理者が定める。

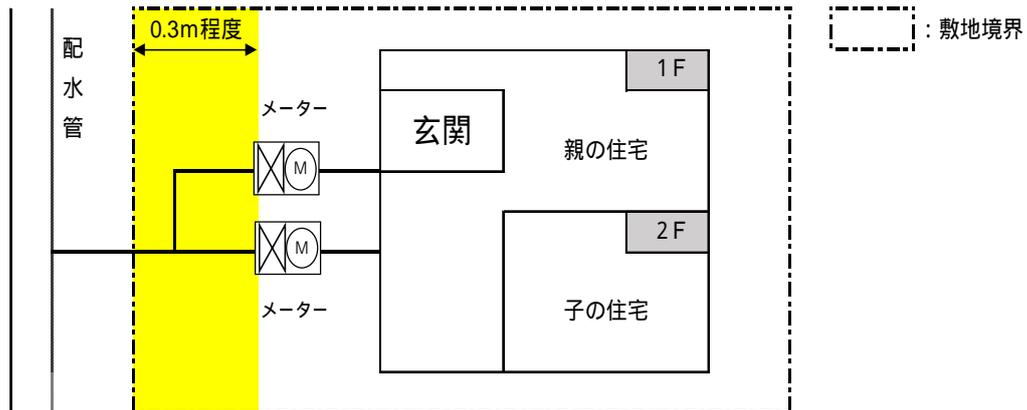
2 使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理し、かつ設置場所は点検、修繕等の障害とならないよう管理しなければならない。

3 使用者等が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失またはき損したときは、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

3. メーター設置の具体例

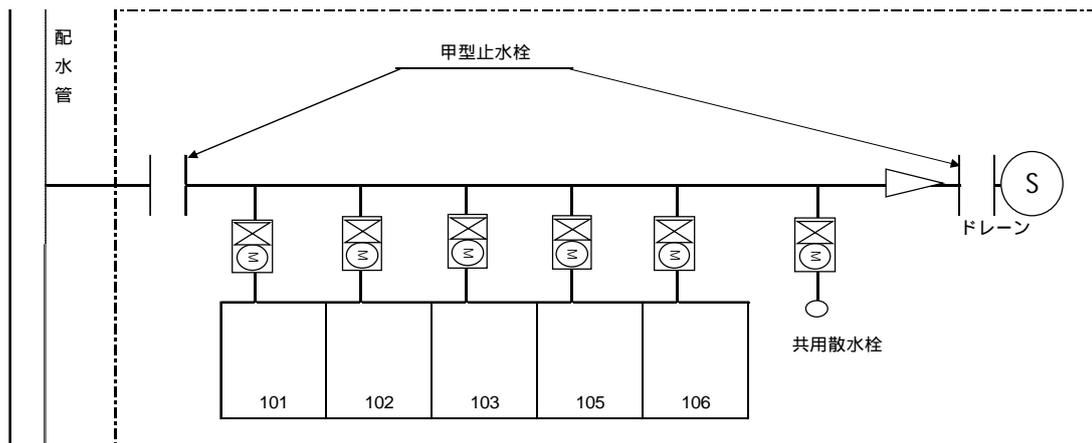
下記における各例は標準例である。口径、給水方式、その他条件により配管方法が変わることに留意すること。詳しくは給水装置工事基準を参考されたい。

(1) 戸建て住宅、店舗のメーターの場合



(2) (直結直圧) 共同住宅等のメーターの場合

1) 各部屋に市メーターを設置する場合



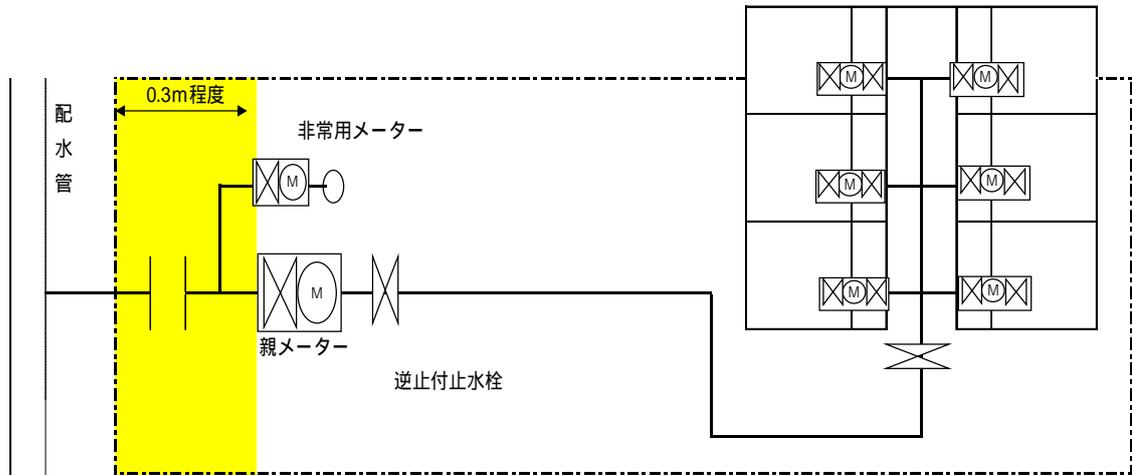
パイプスペース内設置は不可

オートロック内設置は不可

3階行はメーター装置以降に逆止付き止水栓を設けること。

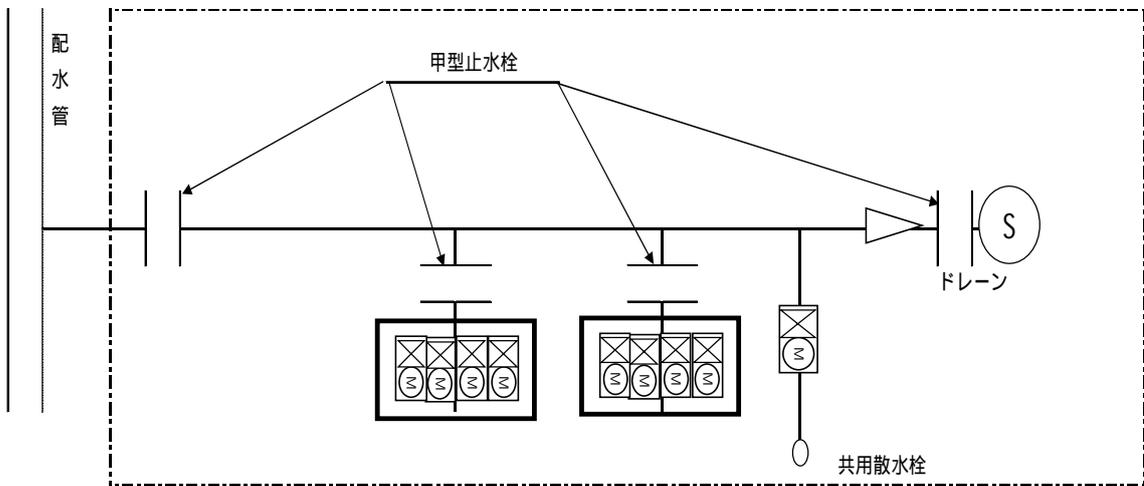
メーターボックス・蓋内側には各部屋番号を記入すること。

2) 各戸検針契約を行い、建物内に各戸検針契約メーター（子メーター）を設置する場合



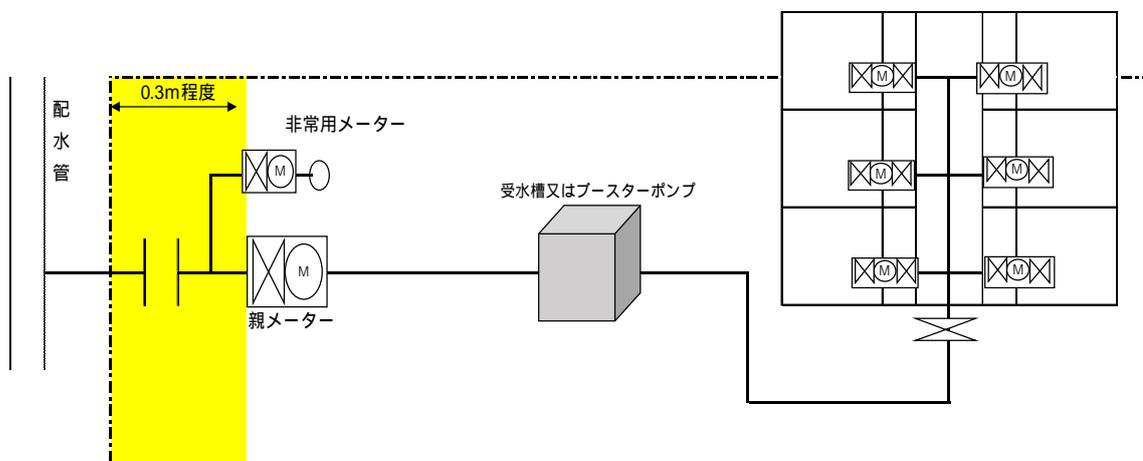
各戸検針契約をする場合において各戸（店舗）のメーターの設置方法は管理者と協議すること。

3) 複式メーターユニットを使用する場合



(3) (直結増圧方式、受水槽方式) 共同住宅等の場合

1) 各戸検針契約を行い、建物内に各戸検針契約メーター(子メーター)を設置する場合



各戸検針契約をする場合において、非常用メーターの設置が条件となる。

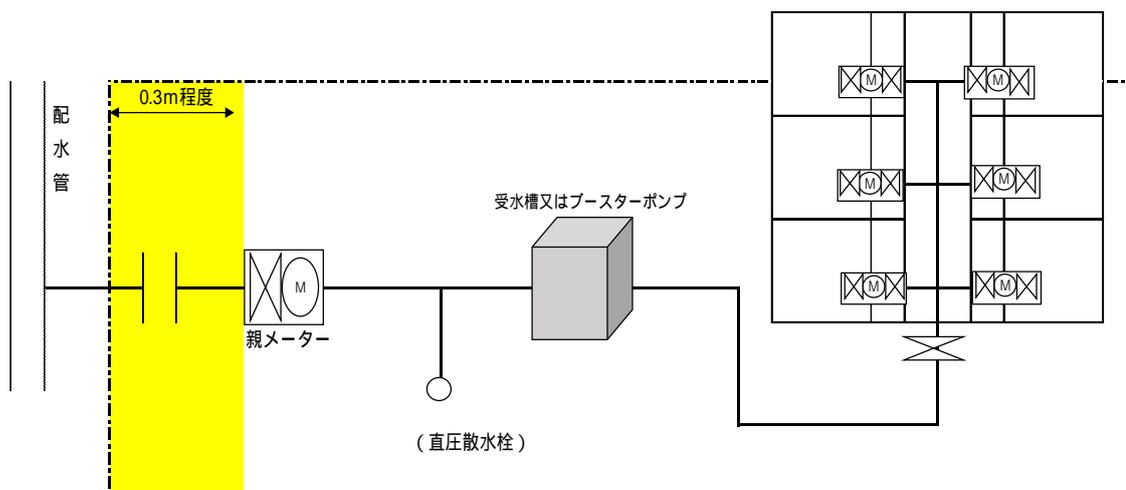
非常用メーターとは、受水槽あるいは、ブースターポンプ、もしくは親メーター以降のトラブルにおいて使用するために設けるメーターである。

非常用メーターは、上記目的以外(同敷地内のうち建物以外の散水栓として)使用することもできる。

直結増圧方式の親メーター、あるいはメーター取替時の断水が難しい建物においてはメーターバイパスユニットは必須となる。

各戸検針契約をする場合において各戸(店舗)のメーターの設置方法は管理者と協議すること。

2) 各戸検針契約を行わない場合



直結増圧方式の親メーター、あるいはメーター取替時の断水が難しい建物においてはメーターバイパスユニットは必須となる。